

令和3年度 福岡県最低賃金審議会
福岡県百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会
公益代表委員案

福岡県百貨店，総合スーパー最低賃金

○ 時間額 897 円

○ 引上げ額 +8 円

○ 引上げ率 0.90 %

○ 効力発生の日 令和3年12月10日

公益代表委員見解

公益代表委員としては、本年の福岡県（百貨店、総合スーパー）最低賃金については、8円の引上げを妥当なものとする。その理由は、次の通りである。

- 1 新型コロナウイルス感染拡大に伴って、雇用・経済にかかる先行きが非常に不透明であった昨年度においても、2019年度以前までとりくまれてきた地域間格差の是正や福岡県内の他業種との賃金格差の是正、あるいは、非正規労働者の労働条件を向上させる必要性や経済の好循環を生み出す必要性等から展開されてきた最低賃金額の引上げの流れの継続性は、コロナ禍にあっても維持する必要があると思料するものである。しかしながら、昨年度の福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改定については、労使の主張は一致せず、その結果として当該賃金額は据え置きとなったところである。
- 2 特定最低賃金の引上げは、産業界の先頭で精励する基幹的労働者のための賃金・労働条件の底上げに寄与するとともに、産業界全体の魅力を高めることにつながるものであり、労使双方にとっての重要なとりくみである。そうした中で、福岡県内の他業種と比較し、百貨店、総合スーパーの産業に適用される特定最低賃金が低いこと、あるいは、同産業の労働者が福岡県民等の日常生活を支えるエッセンシャルワーカーとして、コロナ感染のリスクと隣り合わせの中で懸命に働いていること等を鑑みれば、福岡県最低賃金額相当の引上げを労働者代表委員が主張されることには一定理解を示すものである。
- 3 しかしながら、使用者代表委員が主張されるように、2020年初頭以降、雇用・経済に現在もコロナ禍は影響を与え続けている。とりわけ、百貨店産業においては、インバウンド需要消失による消費低迷など、その直接的な影響が大きく、同産業内の多くの企業では2020年度に赤字決算を計上したうえ、今後もポストコロナの見通しが不透明であることで従来のような需要回復も見通せない経営環境下にある。現にそのような状況を反映して、同産業では賞与の大幅な減額が続いている事業者が多くみられるところでもある。そうした同産業が現行置かれている厳しい経営状況に鑑みれば、使用者代表委員が最低賃金について昨年度と同主旨を主張されることには十分な理由があるものとする。
- 4 この間の審議では、そうした労使双方の観点に即して十分な協議が尽くされてきたものの、上記のような主張の対立が未だ存することから、労使のイニシアティブにより本来決められるべき特定最低賃金の制度趣旨に鑑みれば、公益代表委員としては、最終的な金額調整をすることはできないものとする。本年度にかかる百貨店、総合スーパーの最低賃金改定については、労使双方がセカンドベストのものとして受け止められる金額で提案することを、やむなく選択せざるを得ないものである。
- 5 以上のことから、公益代表委員としては、今年度にかかる百貨店、総合スーパーの最低賃金改定については、雇用・経済実態を踏まえた具体的な金額として、今年度の「賃金改定状況調査」結果に基づく、産業全体・卸小売業双方にかかる改定上昇率の「最大値」である0.7パーセントの数値とともに、さらに総合的に勘案するため、今年度の「最低賃金に関する基礎調査（百貨店、総合スーパー）」結果に基づく、最低賃金引上げ額の影響率（累積分布率）に10パーセント以上の数値差が生じている「896円～897円」間の分岐点について考慮を加えた結果、今年度の最低賃金の引上げ額を「8円」とすることが妥当と考えるものである。
- 6 なお、公益代表委員としては、平時においては、上記1および2で述べたような最低賃金の引上げの観点や主旨は重要なことと考えており、3で述べたような昨年度に続く、特殊な状況の中にあっては、平時での引上げが困難と判断することを改めて確認しておきたい。

以上

(案)

令和3年10月5日

福岡地方最低賃金審議会
会長 平木 真朗 殿

福岡地方最低賃金審議会
福岡県百貨店、総合スーパー
最低賃金専門部会
部会長 平木 真朗

福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月17日、福岡地方最低賃金審議会において付託された福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねたものの、全会一致に至らず、別紙1のと通りの審議経過をもって、令和3年10月5日に結審したことを報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員は、別紙2のとおりである。

審議経過

- 1 労働者代表委員は、審議終了の時点において、11円の引上げを主張した。
- 2 使用者代表委員は、審議終了の時点において、8円の引上げを主張した。
- 3 審議を打ち切り、「福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金について、時間額897円、引上げ額8円、引上げ率0.90パーセントとする」旨の公益代表委員案を示し、採決を行った。
- 4 専門部会委員8名（部会長を除く）による採決の結果、賛成5人、反対0人、棄権3人で賛成が過半数を占め、公益代表委員案は決議された。

令和3年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会 委員名簿

(令和3年9月8日任命：五十音順)

種別	氏名	現職
公益代表委員	○ ^{たかた} 高田 ^{あすか} 亜朱華	弁護士
	^{のだ} 野田 ^{きよこ} 小夜子	社会保険労務士
	◎ ^{ひらき} 平木 ^{しんお} 真朗	西南学院大学 商学部 准教授
労働者代表委員	^{いふく} 井福 ^{まさる} 優	イオン九州ユニオン 中央執行副委員長
	^{こにし} 小西 ^{えいじ} 英二	UAゼンセン福岡県支部 次長
	^{ほんだ} 本田 ^{えいじ} 英治	三越伊勢丹グループ労働組合 岩田屋三越支部 執行委員長
使用者代表委員	^{かねこ} 金子 ^{りょうすけ} 亮輔	イオン九州株式会社 人事教育部長
	^{こばやし} 小林 ^{けんすけ} 謙介	株式会社博多大丸 取締役 業務統括部長 兼 業務推進部長
	^{なかむら} 中村 ^{としたか} 年孝	福岡県経営者協会 専務理事

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である